

広島地方裁判所委員会（第32回）議事概要

第1 開催日時

平成27年7月1日（水）午後3時

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

[委員] 江種則貴，太田玲子，川上陽子，小西洋，高尾ひとみ，寺田英子，
中西敏夫，中本敏嗣，平本良弘，風呂橋誠（敬称略 五十音順）

[説明者] 有井総務課長，吉岡裁判官，三芳裁判官

[事務担当者] 藤井民事首席書記官，山頭刑事首席書記官，清山事務局長，別
府総務課課長補佐

第4 議事（発言者： 委員長， 委員， 説明者）

1 委員の交替（新任委員，退任委員の紹介）

新任委員の小西洋委員，高尾ひとみ委員から自己紹介がされた。

2 議事「広報について」

有井総務課長から，当庁における広報活動の概要について説明が行われ，
「ひろしまの裁判所の日」の社会人向け企画において参加者を確保する方策
及び裁判員裁判の効果的な広報について意見交換が行われた（意見交換の内
容は別紙のとおり）。

3 次回期日及びテーマ等について

11月20日（金）午後3時から，「民事事件，刑事事件の概況について」
をテーマに意見交換することとした。

(別紙)

【「ひろしまの裁判所の日」の社会人向け企画において参加者を確保する方策】

社会人向けの企画への参加者が確保しにくい理由について、裁判所としてどう考えているのかを説明していただきたい。

「大人の学び」と言われることがあるが、大人は自分にとって何らかのメリットを感じないと学習しようとししない。逆に言えば、「ひろしまの裁判所の日」の企画をアピールする上で、「来ていただくとこんなに勉強になりますよ」ということを印象付けることができれば、もっと多くの社会人の方に参加していただけるのではないかと考えている。

同じ「ひろしまの裁判所の日」の社会人向けの企画でも、民事手続について解説等をする回にはそこそこの方に参加していただいている。これは、広報用のチラシに「日常生活で発生するお金に関するトラブル等を裁判所の手続を利用して解決していく流れを御説明します。」という記載があり、単にこれだけが理由とは思わないが、こういう形で身近な問題として訴えるような言葉が大事なのではないかと考えている。

現在実施している「ひろしまの裁判所の日」の裁判員裁判関係の企画は、裁判員制度の説明や模擬選任手続、裁判員裁判の傍聴と、座学、実学、見学を行っているが、広報の仕方、チラシやポスターの見出し、参加することによってどのようなメリットがあるのかという点についてアピールが足りなかったのではないかと考えている。

今後は、もっと大人の興味をひくようなアピールの仕方、裁判員裁判は実は勉強しなくても参加できることを勉強してもらおうというのが正確だが、そういうところをアピールしていこうと考えている。

前提として質問するが、裁判員制度導入時の広報活動は国家プロジェクトで法曹三者で協力してやる必然性、意義がすごく大きかった。それから小中高生を対象とした法教育活動も、将来、国を背負って立つ子どもたちに民主主義や司法の概念を分かってもらうために国家をあげて法曹三者がやらなければならない重要なことだと思われ、実際に弁護士会も取り組んでいる。

しかし、社会人に向けた広報をなぜ裁判所がしなければならないのか、する目

的と、具体的な獲得目標があれば教えていただきたい。

裁判所に対する今の国民の理解は、裁判所は裁判をする所ということに留まっている。国民が参加する裁判員制度が始まり特に国民の理解又は信頼が必要になっているが、真に理解されている、真に信頼されていると言われるためには、司法権はなぜ独立しているのだろうか、裁判官は実際どういう人なのだろうかという、もう少し奥のところを知ってもらふ必要があり、それは社会人でも当然必要と考えている。

裁判所の究極の目的は、適正迅速な裁判である。そこには裁判員制度が始まって以来、国民の協力が必要であり、真に国民の協力を得るためには、真の裁判所を知ってもらふ必要がある。そのための広報活動という言い方ができるのではないか。

裁判所としては、裁判員広報や法教育に限定されずに、社会人、大学生も含めた広報が必要ではないかと考えているが、まずこれについて御意見があれば伺いたい。

広報の目的で説明されたことと、社会人向け企画や裁判員制度関係の企画の参加者を増やしたいということとの間にギャップがあるように思う。

裁判員制度をよく知ってもらいたいとか、裁判員制度はそんなに難しいものではないことを知ってもらいたいというのは、裁判所についてよく理解してほしいということの中に含まれるのだと思う。

広報の本当の目的は裁判所を真に理解してもらふ、司法制度を真に理解してもらふということだと思う。裁判員制度だけでなく、もう少し一般の方になじみやメリットのあるものを併せて提供するようにすれば、まず参加者はメリットがあるところにひかれて参加し、裁判員制度のことも勉強でき、司法制度のことも理解し、というふうにつながるのではないか。

もう一つは、裁判員経験者の感想は、良かったという意見が多いということなので、メリットをきちんと表に出して、裁判員制度に従事するとこんないいことがあるということをしてPRすると良いのではないか。

支払督促や少額訴訟のような、簡単で利用しやすい制度の説明と裁判員制度の説明とを併せた企画をしてはどうか。

社会人向け企画についてであるが、目的はもう少し単純なものを設定してはどうか。裁判所のウェブサイトを見ても、掲載されている情報は、手続はこういうふうになってますとか何かを周知させるような感じの上から目線のものが大半であるところや、電子媒体でなく、ペーパーで印刷したものを貼り付ける感じの情報が非常に多いことが気になる。なぜ広報をしなければならないのかということに深く考えはあろうが、国民一般にとって裁判所は遠い存在であるということ念頭に置いた上で広報を組み立てる必要がある。

それから明確な目標を設けるといえるのは大事だと思うが、では何千人がイベントに参加したら目標達成したと考えて良いのか、これはよく分からない。広報の効果を知ることも自体が不可能だと思うので、もともと比較優位のある、例えば民事手続が人々の関心を集めているのであれば、民事手続に力を入れて広報してはどうか。

大学生については、10月は大学祭の集中月なので、まず各大学のイベントの開催日を点検された方が良いし、昼間の良い時間帯に学生が裁判所に来て何かのイベントに参加するというのは、院生は別かもしれないが、ちょっと考えにくい。

それから媒体だが、ウェブサイトで情報を発信しても、今の学生はスマホ対応でないと情報と認識しないので、スマホ対応のウェブサイトに作り直すことが若い人を集める前提条件になる。

民間で広報と言えは客をたくさん集めるのが目的だが、裁判所の広報は少し違う。例えば、裁判所が事件数やお客さんを増やすことを目的にして広報をしているのであれば、民事裁判の手続を教えるので本人訴訟を起こしてくださいという話になるのであろうが、今裁判所がしている広報は、アンケート結果にもあるように、こんなに大変なんだったらもうお金貸すのはやめようというふうに事件が減る方向になっている。

広報は目的をどこに置くかによってやるのが違って来るのではないか。裁判や裁判所に対する理解、信頼を得ることが目的なのであれば、社会人に「大人の学び」の時間を与えて裁判所がどういうところかを教えたとして、果たして裁判所の信頼、理解は増すのだろうかというのが疑問だったので、社会人対象の広報

は何を目的にして、何を獲得目標にしているのかという質問をした。

少なくとも社会人について言えば、民事手続を教えることで裁判所の理解、信頼を得るというのは順番的には逆なのではないか。信頼や理解を得たいのであれば、裁判所自体がもっと市民に開かれた裁判所、市民に利用しやすくなる裁判所としての実体を備える方に力を注ぐべきであって、実体がないところに広報活動をして仕方がないのではないか。

例えば、夜間や土日でも裁判をやるとか、人員や予算の問題があるのであれば法制度の改革も含めて検討するなどして、もっと市民が利用しやすい裁判所にするべきである。判決や決定も、一般市民がこの裁判官はこういうことを言いたいんだということが良く分かって納得できるように書くべきである。もっと言えば、傍聴していても裁判長の声が聞こえない裁判もある。市民に分かりやすい実体を備えた上で、信頼を勝ち取るというのが本来あるべき手順であって、その実体を実現するべく努力が足りていない段階で広報と言われても順序が逆ではないか。

我々裁判官にとって、まず第一にやらなければならないことが日々の事件処理を適正迅速に行うことであろう。自分の本職に誠実に取り組んで成果を上げることが、国民の司法に対する信頼を勝ち得るための近道であろうという理解は我々も共有しているつもりである。

その上で、日頃裁判を利用しない方々にも司法はどういう役割を担っていて、裁判所がどういう仕事をしていて、裁判官がどういう人間であるかということをお聞きいただき、御理解いただくことも一方で大事なのではないかと考えている。実際に裁判所を利用される方の信頼を勝ち得ることももちろんだが、そうでない方々も将来何かあったときに気軽に裁判所を利用してもらえようという観点からの広報も大事なのではないかと考えている。

個々の裁判をしっかりとしなければいけないのは当然のことであり、我々は心してやらなければならないが、いろいろな方に裁判所を正しく捉えられていただくところもやらなければならない。これは矛盾することではなく両輪になっていると考えている。司法についての理解は、行政や立法に比べると、敷居が高いと思われていたり、知られていないという問題意識から、裁判所として積極的に広報活動に取り組んでいこうと考えている。

昨年の「ひろしまの裁判所の日」での参加者数やアンケート結果を見ても、参加している方が裁判所への理解や信頼を深めることを求めているわけではないので、裁判所の思いとはもともとギャップがあると思う。まず裁判所に多くの人に来てもらいたい、知ってもらいたいということであれば、社会人に興味があり、自分にも起こり得るものを題材にすればよいと思う。

裁判員はできればなりたくないという方が多いのが事実なので、裁判員がテーマでは参加しようという意識自体が低いと思う。

裁判所という所にできるだけ関わりたくないと思う人が多いので、民事に限らず自分が関わる可能性があると思うような事例を題材に企画して、まず興味を持ってもらうことから、次のステップに進む方がいいのではないか。最終的にはそれが裁判所に対する信頼や理解に変わってくると思う。

たった30人を集めて何かやったから広報したとか、裁判所のことを理解してもらったとかいうのはおこがましい、一般常識では理解できない。イベント自身が無意味である。今も情報発信しているかもしれないが、多くの方は関心がないので見ていない。本当に広報したいのならば、マスメディアを使ったり、もう少し予算を取って、大きな会場で行い、大きく情報発信すべきではないか。

広報の予算はほぼない中でいかに効果的な広報をやっていくかというのが、我々広報担当の課題である。確かに莫大な広報予算を持っている企業からすれば30人で今どき広報なんてということだろうが、我々はそれでも30人でも足を運んでいただいたり、見学の希望があれば1クラスが一人でも二人でも見学会を実施している。そこができる、そんな広報でもできるのが、今の裁判所の強みかとも思う。

それしかできないのが、今の裁判所の実情である。裁判員制度が始まる時に広報をしっかりとと言っても、これだけの大きな国の事業だったにもかかわらず、ほとんどの人が裁判員制度がどうして取り入れられて、実際にどういうふうに行っているかを知らない。

極端なことを言えば、裁判員裁判の広報を除けば、基本的に社会人向けに裁判所を知ってもらうための広報はいらないのではないか。

裁判所には関わりたくないというのが大多数の国民の思いだろうし、むしろ社会人より高校生に向けての法教育にシフトするののも一つの方法ではないか。

18歳から選挙権が行使できる時代になり、高校の先生方は高校生たちに主権者教育をどうしていこうかと随分悩んでいらっしやると聞く。主権者教育、社会の仕組みを知る、民主主義国家を理解する、三権分立について知るなどという主権者教育の中に法教育もおそらく含まれるだろうと思うので、高校生向けに裁判所はこんなところということ伝えていくのが今日的な使命ではないか。

もし、裁判所に対する国民の理解を求めるのであれば一つの裁判所だけでできる仕事ではないし、しょせん無理だと思う。判決が出されても、政府自身が重視しないような振舞いが目立つ今日、裁判所の信頼を得ることはなかなか難しいテーマである。

国民の裁判所に対する関心を高める一つの方法として、マスコミの立場から思うのは、極端に言えば、裁判官の顔をもう少し国民の前にさらすことをしてはどうか。マスコミと仲良くしてと言うわけではないが、裁判官とマスコミとの間に、ある程度の人間関係を持ちたいと思っている。そしてマスコミを通じて、裁判官の人となり、例えばいろんな場面で悩んだり、プライベートではこういうことをしているというのがもう少し国民の間に知れ渡っていくような雰囲気になれば、裁判官は信頼できる人ということが国民の間に伝わっていき、ひいては裁判所に対する理解や関心を高める一つの方法かとも思う。

横浜地裁では判事補がリレーエッセイ「ハマの判事補の1日」を定期的に裁判所ホームページに掲載していたり、京都地裁では、裁判官がどんな仕事をしているかということを定期的に地元新聞に掲載した例があるようである。こういうものも広報の一つと捉えれば、それによって裁判官や裁判所を知っていただくことにつながると考える。

裁判官は様々なところに研修の講師として呼ばれることがある。その際、トピックを説明する前にそもそも参加した方が裁判がどういうものか分からないので、裁判所がどういう仕事をしているのかというところから始めてくださいと言われることがある。一般的に裁判所の役割を説明する必要というのは、そういうことではないか。

それから、現状の裁判、判決の内容などについて、いろいろ御意見や御不満があるようであるが、今、こういう理由でこういう結果になっているという説明をしていくことも必要かと思う。一般的な裁判というものを丁寧に説明していく場としては、新聞もあるし、講義や広報などいろいろな方法があるので、それなりに意味のある話かと思う。

広報は、裁判所全体として取り組まなければならないし、当庁としても、たとえ30人であっても一つ一つやっていきたい。裁判所全体としては短期的な効果というよりも、長い目で見て裁判所を知ってもらうことに地道に取り組んでいこうと考えている。裁判所に関わりたくないという方がおられることは当然承知しているが、それでも裁判に関わることがあるかもしれないので、やはり裁判所又は裁判というのはこういうものだということを、地道に理解していただく必要がある。

また、親子見学会や法教育という形で裁判所を知ってもらい、次世代を担う小中高校生に期待することも一つの方法であるし、それにプラスして、社会人の方も含めたいろいろな階層の方に、いろいろな事件、裁判所のことについて知ってもらうように広報しようと全国的に取り組んでいるところである。

「ひろしまの裁判所の日」の社会人向け企画に特化して言えば、是非参加してみたいとか、参加してみようという企画を立てるということしかない。そして、こういう面白い企画をしているということをもスメディアも少し利用してみればいいのではないか。

ただ、30人というイベントは余りにも寂しい。会場の確保など問題があるかもしれないが、もう少し募集人数を多くしないとみんな行ってみようとは思わない。広報するのであれば、もう少し募集人数の多い企画の方がみんなも行ってみたいと思ったり、興味を持つのではないか。

社会人を確保するのがとても難しいというのは、大学の公開講座でも全く同じである。参加者が少ないというのは、要するにその参加者の皆さんが負担するコスト、これは交通費だけでなく、昼間のお勤めの時間帯を犠牲にするということであるが、これが高過ぎてとてもイベントに参加できないということである。その意味で、まず市の中心部のアクセスの良い所で行い、週末や夕方か

ら夜間にかけての時間帯に切り替える。それから一つの企画の時間が2時間程度というのは余りにも長いので1回を30分程度にし、シリーズで二、三回に分けて、できるだけ時間的な負担を軽くすることが必要である。

裁判員経験者が裁判員はこういう経験でしたと語る企画もいかしたら良いと思うので、協力していただける方を数名集めて、パネルディスカッション形式にし、市民に理解を深めるというようなことに力点を置いてはどうか。

この議論を聞いていて、すごく矛盾を感じている。広報ということと、利用者目線ということが、今ひとつ一致していないような気がする。社会人向け企画はいずれも平日に設定されているので、忙しい社会人に、平日来てくださいということ自体が設定として無理があると思う。

10月に法の日週間があることから裁判員関係の「ひろしまの裁判所の日」のうち1回を10月に行っているということであるが、裁判所に出向いてもらわないとできないのであれば、2回とも裁判員候補者名簿記載通知が送られる11月以降に実施してはどうか。設定時期も、自分がもしかしたら裁判員に関わるかもしれないという可能性が出てきてからにするなど利用者側に立った発想をしないと、なかなか参加者は増えないのではないか。

消費生活センターで消費者被害の講座を開こうとすると市民にとってメリットがあるので申込みがどんどんくる。裁判所の企画に申込みがないというのは、市民にとってメリットがないということだと思う。

このようなときは、裁判所から積極的にターゲットを決めて募集した方が良い。市も行政の広報をするときに、申込みが少ないときは、区ごとに広報するとか、地域団体の集まりでコミュニティ連絡協議会というのがあるので、そういうところや町内会長の集りなどに行ってチラシを配布したりする。誰に知ってほしいのか、ターゲットを絞ってその団体向けに直接話し掛けると集まりやすくなるので、団体の行事として勉強の機会をつくる形で広報してはどうか。

【裁判員裁判の効果的な広報について】

裁判員制度も熱が冷めた今、なぜ裁判員制度広報なのかという感じはあるが、辞退率が高まっているとか、実際に裁判員を確保するのがこれから難しくなるということであれば、やはり継続的に広報は必要だと思う。その広報のや

り方として、裁判所が一人頑張っ上からの立場で広報し、皆さんに協力を求めるというものは限界がある。

弁護士会は、昔、当番弁護士制度をつくったときに、当番弁護士を支える市民の会とイベントを企画して何とか被疑者国選制度に結びつけようと努力した。そろそろ裁判所も市民グループと連携して広報をするように意識改革をしないといけない時期ではないか。制度導入時期の知ってもらいたい広報ではなく、一般の市民が裁判員制度にもっと理解を深め、自分たちが適切な裁判に関わっていくんだという、やる気があるサポーターをたくさん増やすための広報活動にシフトチェンジすべき時期ではないか。

検察官にも聞きたいが、裁判員制度を導入してそれまではプロが判断をしていたが、そこに一般市民が入ってきて、導入前よりも良くなったのかどうかを伺いたい。

どういう立場で何を良しとするかというのはあるが、市民の方の目線で言えば、裁判員制度導入前は、裁判を傍聴しても書類のやりとりがなされて知らない間に判決が出ているという感じだったと思うが、導入後は、見て聞いて分かるやり方に変ったので、傍聴人も前よりは分かりやすくなったのではないか。その一方で、検察官からすると、当然、検察官の仕事は大幅に増えているが、だからといって良いとか悪いという答えになることではない。

極端に言えば、日本では国民が裁判員制度を国から押し付けられたような感じで始まっている。負担としては、誰しも増えたのだと思う。だから年数を重ねた中で、本当に裁判員制度が良いというのであれば、やはりこれは良い方法であったということを十分国民に理解してもらえるような広報が必要なのではないか。

実は医療も同じで、今までは患者さんに詳しく説明をしなくても、医療関係者自身がこれが一番良い方法だと考えた医療を提供していたが、医療を受ける側にとってみると、もう少し分かりやすい方法にしてほしいということになり、とても時間は掛かるようになったが、患者さんに詳しく説明をするという方向に変わってきた。

現場の目線から少しお話しさせていただくと、多くの裁判員の方は、初めは

できれば参加したくないと思っておられるが、実際に生の裁判を見て、真剣に証拠を見て、検察官、弁護人の主張を聞いて、裁判官も交えてみんなで対等に議論をすることで、判決宣告した後の評議室の雰囲気は達成感に包まれている。

消極的な意見はあると思うが、裁判員に参加してほしいというのが純粋な思いであり、参加していただければ裁判員が悪いものではないということをはとんどの方に思ってもらえる制度だと思う。

裁判員を経験した方からは、実際にその事件を通じて結論を出せたという達成感もあるし、普段会社に勤めておられる方も、評議のときのようにフラットな状態で本気で自分も意見を言って、人の意見も聞かないといけない機会は意外と少ないと言われるので、議論をする中でだんだん議論が集約して結論が出る過程を体験したことは、今後の仕事をしていく上でも、どういうふうに議論をして意見をまとめていくかという点でも、勉強になったと言われる。また、事実争いがある事案であれば、目撃した証人、被害者の証人、あるいは被告人が違う話をすることがあるが、その中で本当のことを見極め、自分が体験していないことについて何が本当かを考えないといけない。そういう作業も、家庭や職場や学校など、いろんな場面で今後もいきるんじゃないかという御感想をいただいたこともある。

裁判員裁判は6年を経過し定着しつつあると考えているが、課題はいろいろあるので、それは解決していかなければならない。

裁判に国民の意見を反映させるという意味では、やはり裁判官だけでなく6人の裁判員が加わって、多角的な視点から判断できる、評議でもいろんな方面から議論していると聞いているので、そういう意味では、やはり多角的な視点で考えており質は高くなったと言えると思う。

国民に裁判に対する関心を持っていただくという意味では、持っていたきつつあるし、実際に全国で5万人以上の方が裁判員裁判に関与しておられるので、その御家族も含めると、関心度はもっと高まっていると考えている。

時々、裁判員裁判の判決は被害者感情の方が強くて重いのではないかと報道に出たりするし、控訴審で過去の判例に照らして量刑が決められるということ

になると、国民目線での判決になっていないのではないかと。

裁判員裁判を巡っては、一審での死刑判決が高裁で取り消されるという事例が複数出たり、遺体の写真などを見た裁判員の方が気分が悪くなったというニュースが大きく取り上げられた。それであまり参加したくない、参加するのが怖い、参加してもあまり意味がないのではないかとという消極的な御意見をいただくことがある。

ただ、そういった事件はそもそも例外的である上に、実際の数字としては高裁で量刑の重い低いで覆る例が増えているわけではないので、ほとんどの事件において、皆さんの意見が反映された判決が出て、それが一審で確定している事件も多いし、控訴審でもそのまま覆らない事件がほとんどですよという、むしろ日常的な事件をしっかりと広報することが考えられる。

それであれば、皆さんが裁判員裁判の中で判決を出された結果が、ほぼ認められているということをきちんと広報するべきだと思う。

確かに裁判員制度に対する熱を冷ましてきたのは報道にも責任があるという批判は、我々も意識しているところである。先ほど裁判官が言われたように、控訴審で一審の結果が覆った話ばかりを最近ニュースにしている結果、一体裁判員裁判って何なのという疑問に思うような声が国民の間に広がりつつある。

言い訳めいたことになるかもしれないが、私たちとしても裁判員経験者の声をもう少し報道したいと思っている。当社の裁判員裁判の報道で、おそらく一番読まれたであろう記事は、5年前になるが他庁で当社の記者が実際に裁判員を経験し、その際にいろいろ不安に思ったことや心の迷いなどをレポートした記事だと思う。私たちとしても、こういう経験者の声をもっと紙面で紹介したいという思いは常にあるが、判決当日は判決の中身の報道に精力をさかれるので、なかなかそこまで手が回らないことが一つと守秘義務を少しかぶせ過ぎなところがあるのではないかなという感じがしている。例えば、5日間の期日であれば、その間に裁判員の声はどう変わったのか、プロの裁判官がどんなアドバイスをしたのかみたいなことも含めて、もう少しつまびらかにそのプロセスなども報道していきたいが、なかなかそこが表に出てこないところがあるので、裁判所からもう少し厚目に情報提供することも考えていただきたい。

個人的には、市民に量刑判断まで求めるのは少し酷なのではないかと思っており、裁判員は有罪か無罪かの判断はするが量刑判断はプロの裁判官がしても良いのではないかと思う。そういうところも含めて、制度の在り方を引き続き議論するようなところにもっていきたいという思いもある。

社内で裁判員制度を取り上げようかと会議にかけられたが、6年経ってもとれるものが変わらないので、どうするかという話になった。取材を受けてもいいと言ってくれる裁判員経験者が唯一の頼みで、私たちは、その方が経験したときにどうだったかというお話を聞くことしかできない。もう少し裁判所から情報を出していただくと、幅が広がるというか、見えてきた課題は当事者が語るから説得力があるというところがあるので助かる。

裁判所では裁判員経験者との意見交換会を定期的に行っており、当庁も年に二、三回実施している。裁判員経験者の方がどのような感想を持ったか、評議も含めて事件についてどういう気持ちを持ったか、さらに守秘義務についてどう考えたかといった点などについても意見を伺っており、マスコミの方も傍聴したり質問もしていただくことができるようになっている。その意見交換の結果は全国どの裁判所でも裁判所ホームページに掲載しているので、それを追っていただくと、大体裁判員経験者の意見がどういうものかというのはお分かりいただけるのではないかと思う。

裁判員制度に協力することによるメリットは、達成感があったとか、フラットな会議をする中で意見を集約するような体験ができたとか、真実を見極める力が付いたとかいう、とても内的なものだという気がする。

そういうところをきちんと表に出すのがとても大事だと思う。最近では、物が欲しいとかお金が欲しいというのももちろんあるが、それ以外のものが欲しいという時代になっており、裁判員制度に協力すること、国民の意見を裁判に反映させることが社会貢献なのだということを、もう少し大々的に言ってはどうか。

個人にとってもそうだし、従業員が1週間休んで裁判員として裁判所に通うということが企業にとっても社会貢献なんだということをもっと表に出して、個人レベルでも法人レベルでも訴えて参加を促すということが良いのではないか。裁判員としての仕事は難しいことはいらぬという広報はどちらかという的が外

れている，方向が違ふような気がする。

一般企業であれば，本来目的があつて，どのように広報すればきちんと認識されるのか，どの程度認識されたのかというのをチェックする。裁判員制度施行後6年経つた今，この制度が本当にどこまで浸透しているのかをチェックし，知られていないということであれば一番最初に行った制度自体を理解してもらふという広報もあるうし，もう十分知られてはいるが参加したくないという方が多いというのであれば，参加してもらふためにはどのようなことをしていくのかという，次のステップに進んだ広報活動をするべきではないか。

実際には，もし裁判員に選ばれたとしたら不安だと思うので，不安を取り除けるような広報活動をしていけばよいのではないか。

先ほども御指摘があつたが，功利的な立場で，裁判員になるとこのようなメリットがあるよという形での説得は無理なのではないか。それより国民として，司法システムを支えることの意義や重要性などに力点を置いて参加を促すという立場での説得が良いのではないか。

裁判員制度導入に当たってはどの事件を対象にするかを大分議論した。当面は重大事件に限るという話でスタートしたが，事件はその人の一生を左右するという意味では全部重大である。例えば，私が痴漢冤罪事件で起訴されたとしたら，職業裁判官，官舎暮らしの人に裁判してもらふよりも，日頃から満員電車に乗り，おしりに手が当たってしまった経験があるようなサラリーマンに裁判してもらいたいと思うかもしれない。自分が重大事件の裁判員になるというのは他人事である。負担だけ裁判員にならなければならないというのではなく，万が一，自分が冤罪事件で起訴されたときに，裁判してもらふ人たちをどういうふうを選んで，自分がどういう勉強をし，どういう力を付けておけば裁判員を説得できるのかとか，そういう万が一自分が被告人になったときのことを思つたら国民にとって裁判員制度は重要になると思うので，是非軽微な事件についても裁判員制度を選択できるような制度設計をお願いしたい。

【退任委員からの地裁委員会に対する感想】

裁判所はもう少し開かれたところになってほしい。裁判所がどういうことをしているのかが分かりやすくなることは望ましいことなので，引き続きそうい

う方向を目指して取り組んでいただきたい。

法的知識がなかったので、話に付いて行くことが大変であったが勉強になることも多かった。裁判員裁判の傍聴が印象に残った。裁判員として指名できるようになれば是非指名してほしい。

日頃利益が出る仕事しかしないので法律のことなど仕事以外のところで勉強になった。裁判員はやってみたいと思うので指名できるようになれば指名してほしい。

弁護士という資格で委員になったが、特に自分の依頼者と一緒に裁判所に来たときの依頼者目線というのは一般市民の方と一緒にだと思っている。この委員会は一般の国民の意見を反映する、一般市民に裁判所がどう映っているのか、一般市民の見方と裁判所の常識がずれていないかを検証する委員会だと思うので、一般市民の目線で発言したいと思っていた。自分がやりたかったことが三つあり、一つは委員長になることだったが、これはできなかった。二つ目は専門委員制度をテーマにしてほしいと思っていたがこれは前回取り上げていただいた。三つ目はこの委員会を楽しくしたいと思い、模擬調停をやろうと提案したところ、それもできたので楽しかった。

以 上